

# 令和4年第4回定例会議事日程（第1号）

令和4年11月29日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第58号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 議案第62号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第63号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第64号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第65号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第12 議案第66号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第67号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第68号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月29日	火	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由説明 質疑、討論、採決
第2日	30日	水	考案日		
第3日	12月1日	木	考案日		
第4日	2日	金	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 又は委員会付託
第5日	3日	土	休会		
第6日	4日	日	休会		
第7日	5日	月	考案日		
第8日	6日	火	委員会	午前10時	総務文教委員会
				午後1時30分	福祉産業建設委員会
第9日	7日	水	委員会	午前10時	予算決算委員会
第10日	8日	木	考案日		
第11日	9日	金	本会議	午前10時	一般質問
第12日	10日	土	休会		
第13日	11日	日	休会		
第14日	12日	月	考案日		
第15日	13日	火	本会議	午前10時	委員長報告 質疑、討論、採決 閉会

令和4年第4回吉富町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 令和4年11月29日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 11月29日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 8 番 岸本加代子  
 3 番 中家 章智 9 番 横川 清一  
 4 番 矢岡 匡 10番 是石 利彦  
 5 番 山本 定生

不 応 招 議 員 7 番 梅津 義信  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 花畑 明 上下水道課長 奥家 照彦  
 条の規定により説明 建設課長 軍神 宏充  
 のため会議に出席し 教育長 江崎 藏 地域振興課長 小原 弘光  
 た者の職氏名 未来まちづくり課長 和才 薫 教務課長 南 博己  
 総務財政課長 奥本 仁志 建設課主幹 友田 哲也  
 住民課長 石丸 順子 吉富あいあいセンター長 梅林 正典  
 税務課長 岩井 保子 危機管理室長 奥本 恭子  
 会計管理者 別府 真二 検査会計室長 鍛冶 淳子  
 福祉保険課長 石丸 貴之 吉富保育園長  
 子育て健康課長 石丸 貴之 吉富幼稚園長

本会議に職務のため 局 長 鍛冶 幸平  
 出席した者の職氏名 書 記 西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第4回吉富町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員、2名を指名いたします。

---

日程第2. 会期の決定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日から12月13日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの15日間と決定いたしました。

これから議事に入ります。

---

日程第3. 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

日程第4. 議案第58号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

日程第6. 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

日程第7. 議案第61号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

日程第8. 議案第62号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いて

日程第9. 議案第63号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第10. 議案第64号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第11. 議案第65号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について

日程第12. 議案第66号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第13. 議案第67号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算(第5号)について

日程第14. 議案第68号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(是石 利彦君) 日程第3、議案第57号から日程第14、議案第68号のうち日程第5、議案第59号、日程第6、議案第60号、日程第7、議案第61号、日程第8、議案第62号、日程第9、議案第63号、日程第10、議案第64号を除く6案件については、本日は提案理由の説明だけにとどめます。日程第3、議案第57号から日程第14、議案第68号までの12案件を一括議題にいたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(花畑 明君) 皆さん、おはようございます。本日、令和4年第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席頂き、誠にありがとうございます。このたびの定例会には、条例案件4件、予算案件8件の計12案件を御提案し、御審議をお願いするものでございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第57号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

定年延長に関する地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本町職員についても、来年度から国の方針に沿って定年の延長、その他関連する制度の導入を実施をするため、吉富町職員の定年に関する条例のほか、関係する条例の一部改正と廃止を行うものであります。

議案第58号は、吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

証明書のコンビニ交付サービスの運用開始に合わせ、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアのキオスク端末を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第59号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年8月の人事院勧告に基づき、本町においても、勧告に沿って一般職の職員の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第60号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づき、一般職の職員に準じて給与改定を行うため、本条例の一部を改正するも

のであります。

議案第61号は、令和4年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ430万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億5,438万9,000円とするものであります。

議案第62号は、令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,607万3,000円とするものであります。

議案第63号は、令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的支出に22万7,000円を追加するものであります。

議案第64号は、令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入に9,000円、収益的支出に9万8,000円を追加するものであります。

以上の議案第61号から議案第64号までの補正予算は、いずれも人事院勧告に基づく人件費の補正のみを計上しております。

続いて、議案第65号は、令和4年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,319万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億3,758万2,000円とするものであります。

今回の補正予算では、物価高騰対策として追加交付をされた新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用した地域公共交通事業者、介護サービス施設事業者、町内私立保育所への助成のほか、乳幼児への新型コロナワクチン接種費用、こどもの森園児の登園管理や保護者との情報共有を行うための保育所運営支援システム導入などの予算を計上しております。

歳入の主なものとしましては、14款2項国庫補助金で2,646万7,000円の増額、19款1項繰越金で3,879万5,000円の増額、歳出の主なものとしましては、2款1項総務管理費で1,335万9,000円の増額、3款1項社会福祉費で1,548万8,000円の増額、3款2項児童福祉費で1,539万3,000円の増額、10款3項中学校費で1,141万7,000円の増額などとなっております。

また、補正予算書第2条で地方債の補正をいたしております。

議案第66号は、令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,262万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を8億2,869万4,000円とするものでございます。医療費の増加に伴う補正が中心となっております。

議案第67号は、令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

収益的支出に38万4,000円を追加するものであります。人件費の補正が主な内容となっております。

議案第68号は、令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入から218万2,000円を減額をし、収益的支出に167万9,000円を追加し、資本的収入から2,180万円、資本的支出から2,300万円をそれぞれ減額するものであります。下水道施設電気料の増額や汚水処理施設の改築更新設計委託料の減額が主な内容となっております。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上大変重要なものでございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

議事を続けます。

日程第5、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第59号について御説明をいたします。

人事院勧告の内容に沿って、本町職員の給与条例を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定は、月例給とボーナスの引上げとなっております。月例給につきましては、本年4月時点で、民間給与が国家公務員の月例給を平均921円、率にして0.23%上回る結果となりました。そのため4月に遡って給料表を大卒初任給で3,000円、高卒初任給で4,000円、そのほか20代半ばの職員を中心におおむね30代半ばまでの若年層が在籍する号給について最大4,000円程度の引上げ、率にして平均0.3%の引上げを行う勧告が行われております。ボーナスにつきましても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間支給割合が国家公務員を0.11月分上回ったことから0.10月分の引上げ勧告が行われております。

なお、引上げ分は民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分することとなっております。

本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書の26ページ、併せて附属資料の新旧対照表34ページを御覧を頂ければと

思います。

まず、第1条の改正についてになります。

改正をします第21条第2項第1号は、勤勉手当の支給割合を定める規定になります。100分の95を100分の105に、これは、再任用以外の職員の勤勉手当の割合を100分の10、つまり0.10月分引き上げるものでございます。後段の100分の115を100分の125に改め、これは、一般職員のうち課長または主幹の職にある者の勤勉手当の割合を引き上げるものでございます。

次に、同項第2号中、100分の45を100分の50に、これは、再任用職員の勤勉手当の割合を100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。後段の100分の55を100分の60に改め、これは、本町に該当者はおりませんが、再任用職員のうち課長または主幹の職にある者の割合でございます。

次に、別表1の改正でございます。

高卒初任給の1級9号で4,000円、それから次のページになりますが、新旧対照表ですね、大卒初任給の1級25号で3,000円、そのほか、おおむね30代半ばまでの若年層で200円から4,000円の引上げということになっております。

続いて、第2条の改正についてになります。

議案書は29ページ、それから、新旧対照表は41ページを御覧ください。

この第2条は、議案書の附則にありますとおり令和5年4月1日、つまり来年度から施行をするものでございます。

第21条第2項第1号中、100分の105を100分の100に、100分の125を100分の120に改め、これは、今年度分は12月支給分のみを改正して0.10月分の引上げを行いますが、来年度からは6月に支給する勤勉手当と12月に支給する勤勉手当の割合を同じ率にするための改正となっております。なお、年間の合計支給割合の変更はありません。前段につきましては、一般職の職員、後段につきましては、一般職のうち課長または主幹の職にある者の割合となります。

同項第2号中、100分の47.5を100分の45に、100分の57.5を100分の55に改める。これは、再任用職員の勤勉手当の支給割合を定めるものでありまして、一般職と同様に、来年度から6月と12月の支給割合を同じ率にするための改正でございます。後段は、再任用職員のうち課長または主幹の職にある者の割合となります。

最後に、議案書29ページに記載をしております、附則についてになります。

まず第1条の施行期日です。この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第2条の6月と12月の期末・勤勉手当の支給割合を同じ率とする点につきましては、令和5年4月

1日から施行することとしております。

また、第2項で別表1の給料表の改正については、本年4月1日に遡って適用することとしております。その結果、11月までに既に支給した給与と生じた差額につきましては、年内に追加で支給をすることといたします。

第2条は、既に支給している給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。

第3条は、このほかに条例の施行に関し必要な事項は附則で定めることとするものです。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」の発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。1点だけ確認させてほしいんですけど、今回、職員の給与をこういう形で上がるというのは大変喜ばしいこと、今までできなかったんで。若年層だけで、上の方たちは全然関係ない内容なのでちょっと申し訳ないなと思うんですが。

1点確認したいのは、先ほど言った令和4年4月1日から適用するという説明があったんですが（「5年」と呼ぶ者あり）これって本人たちの不利益ではないから問題ないか、遡って適用というのがどうなの。そこの1点だけ教えてもらえますか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議員おっしゃるとおりですね、不利益なものについては遡及適用はできませんけど、これは本人の利益になりますので、溯及は可能となります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

日程第6、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第60号について御説明をいたします。

議案書31ページ、新旧対照表は42ページからとなります。

こちらは、別表1の労務職給料表の改正でありまして、こちらも人事院勧告に基づく改正でございます。初任給で4,100円、若年層で200円から4,100円の引上げということになっております。

続いて、議案書34ページを御覧ください。

下段の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、一般職と同じく令和4年4月1日に遡って適用をすることといたします。第2条は、既に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略する

ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

日程第7、議案第61号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ、次に5ページ、事項別明細書、総括歳入6ページ、同じく総括歳出、次に、歳入7ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。歳出8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 補正予算給与費明細書（第6号）、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対・賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第62号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入、5ページ、同じく総括歳出、次に、歳入6ページ、歳出7ページ、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 補正予算給与費明細書（第2号）、8ページ、9ページ、10ページ、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対・賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、議案第63号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ、給与費明細書6ページ、7ページ

まで、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対・賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、議案第64号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ、給与費明細書6ページ、7ページまで、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対・賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時29分散会

---